

令和5年

第4回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年4月25日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(13番林 昭彦委員、14番牛木 友哉委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 12 その他

○令和5年5月8日（月）

・令和5年度南魚沼地域農業振興協議会総会 13：30～15：00

【南魚沼地域振興局1階 第1会議室】 <会長>

○令和5年5月17日（水）

・第85回常設審議委員会 10：30～

【JA新潟ビル 9階中会議室】 <会長>

○令和5年5月25日（木）

・第5回農業委員会総会 9：00～

【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美		
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 6 番 林 秀夫

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和5年第4回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、推進委員6番林秀夫委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13番林昭彦委員、14番牛木友哉委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。無いようでしたら、私の方から4月17日に行われました第85回常設審議会について説明いたします。

前回の総会でも申し上げましたが、私は令和5年4月に新潟県農業会議の常設審議委員に選任され、この4月の常

設審議会が初めての参加でした。そこで、皆様から常設審議会とはどのようなことをするのかという疑問が出てくるかと思しますので、その点について説明をさせていただきます。

常設審議会は、主に県内の各市町村農業委員会から提出された30aを超える農地法第5条の転用など、県農業会議への諮問が必要な件について審議する会です。その1点についてはご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降5件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。こちらは17件です。

1番、浦佐の田4筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、浦佐の田1筆で、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

3番、4番は申請者が同じ方になります。こちらは契約期間が違うため申請が2つに分かれている案件です。

3番、市野江甲の畑2筆で、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

4番、市野江甲の田3筆で、借受人の都合による解約で

す。解約後の予定は未定です。

5番、穴地の田7筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

6番、穴地の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、穴地新田の田1筆で、借受人の都合による解約です。解約後の予定は自作となっております。

8番、山崎の田2筆で、砂利採取のための解約です。後ほど5条申請があがってきます。

9番、大桑原の田18筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10番、雷土新田の田5筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

11番、野中の田3筆で、契約内容の見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

12番、津久野、二日町の田4筆で所有者の都合による解約です。解約後の予定は自作となっております。

13番、四十日の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14番、城山新田、五日町の田17筆、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

15番、五日町の田7筆、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

16番、樺野沢の田3筆、借受人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

17番、滝谷の田11筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

### (3) 使用貸借の解約について

11ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、新堀の田1筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、上原の田1筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、北田中、四十日の田13筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、五郎丸の田11筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について  
14ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、大里の登記田、現況宅地の1筆、2.73㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは旧農地調整法第2次改正前より農地でなくなっている土地になります。農地でなくなったのは昭和の頃とのことですが、詳細な年月日は不詳です。現地は3月24日に荒川敦委員からご確認いただいております。

2番、大月の登記田、現況雑種地の1筆、46㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は4月4日に片桐京委員からご確認いただいております。第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終了させていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

16ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が4件となっています。

1番、東泉田、大月の田5筆3,233㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたし

ましては3月22日に篠田委員さん、片桐委員さんをご指名  
しています。

2番、市野江甲の田1筆1,388㎡、売買の申出で、あっせん  
理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしまして  
は3月22日に井上委員さん、志太委員さんをご指名して  
います。

3番、西泉田の田畑10筆4,589㎡、売買の申出で、あっ  
せん理由は耕作者高齢による財産処分です。あっせん委員  
といたしましては、4月4日に牛木委員さん、片桐委員さ  
んをご指名しています。

4番、長崎の田畑6筆6,308㎡、売買の申出で、あっせん  
理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしまして  
は、4月11日に長谷川委員さん、佐藤委員さんをご指名し  
ています。第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可につい  
て**

議 長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可につい  
てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷  
係長。

(第3号報告朗読)

19ページをご覧ください。令和5年3月31日付で新潟県  
知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で  
11件となり、すべて賃借権の移転です。表の中ほどに借受  
人の記載があり、こちらが新たに借受人となる方です。以  
上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なしの声)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議 長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の3条申請は18件です。

41番、売買による所有権移転です。雷土新田の田7筆3,168㎡で、対価は㎡あたり679円です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

42番、売買による所有権移転です。浦佐の田3筆941㎡で、対価は㎡当たり500円です。こちらは譲受人が以前から耕作していた土地です。申請理由は借入地を取得するためとなります。

43番、売買による所有権移転です。穴地新田の田1筆2,507㎡で、対価は㎡当たり1,795円です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

44番、売買による所有権移転です。城山新田の田2筆2,034㎡で、対価は㎡当たり836円です。こちらは、昨年の12月総会で売買の許可を受けておりますが、当初の譲受人が病気により耕作できなくなったため、譲渡人が買い戻すというものです。なお、対価は当初の売買の申請と同額となります。申請理由は農地を買い戻すためとなります。

45番、売買による所有権移転です。下原の畑1筆341㎡で、対価は㎡当たり454円です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

46番、売買による所有権移転です。五日町の田1筆414㎡

で、対価は㎡当たり 1,208 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

47 番は申請受付後に取り下げとなりましたので、欠番となっております。

48 番、売買による所有権移転です。欠之上の畑 2 筆 595 ㎡で、対価は㎡当たり 0 円です。対価が 0 円となっておりますが、これは当事者間で対価を 0 円として売買契約を結んだためです。こちらの案件につきましては、譲受人の耕作面積が 0 ㎡となっており、下限面積撤廃により農地を取得するものです。また、申請地は、譲受人の自宅に隣接している農地で、購入後は野菜を中心とした作物を植える予定とのことです。申請理由は新規就農のためです。

49 番、売買による所有権移転です。東泉田の田 1 筆 438 ㎡で、対価は㎡当たり 571 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

50 番、売買による所有権移転です。島新田の田 1 筆 123 ㎡で、対価は㎡当たり 1,626 円です。こちらは譲受人の耕作面積が 0 ㎡となっており、下限面積撤廃により農地を取得するものです。また、申請地は譲受人の自宅と隣接しており、購入後は家庭菜園を行うとのことです。申請理由は新規就農のためです。

51 番、52 番は譲受人が同じ方になります。

51 番、売買による所有権移転です。八竜新田の田 1 筆 300 ㎡で、対価は㎡当たり 650 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

52 番、売買による所有権移転です。八竜新田の田 2 筆 394 ㎡で、対価は㎡当たり 711 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

53 番、贈与による所有権移転です。九日町の田 1 筆 808 ㎡です。こちらの土地は譲受人の住宅と隣接しており、取得後は自家米の作付けを行う予定です。申請理由は新規就農のためです。贈与税についても確認済みとのことです。

54 番、贈与による所有権移転です。五日町の畑 1 筆 72 ㎡です。こちらの土地は申請人の自宅に隣接している農地で、購入後は自家用の野菜を作付けする予定とのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

55 番、贈与による所有権移転です。西泉田の畑 1 筆 730 m<sup>2</sup>です。譲受人の耕作面積が小規模ですが、譲受人は農業法人の役員として普段から農作業に従事されている方で、今回自家消費野菜を作るための畑を購入するために申請するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

56 番、賃借権の設定で、期間は 5 年間です。樺野沢の田 2 筆 1,484 m<sup>2</sup>で、対価は 10 a 当たり 27 kg です。こちらは山間部に所在する耕作条件が悪い農地のため、通常よりも対価が低く設定されています。申請理由は経営規模拡大のためです。

57 番、使用貸借権の設定で、期間は 3 年間です。津久野の田 3 筆 3,209 m<sup>2</sup>です。申請理由は経営規模拡大のためです。

58 番、59 番案件については農業者年金受給のための使用貸借の再設定となりますので説明は省略させていただきます。

第 1 号議案については以上です。

議 長

暫時休憩といたします。

(9 時 23 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(9 時 33 分再開)

議 長

関係委員がおられます。農業委員 2 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2 番西野委員退席)

23 ページ 54 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。23 ページ 54 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、54 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案は全て承認されました。

#### 日程 8 第 2 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画 変更承認申請について

議 長

日程 8 第 2 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画  
変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明  
を求めます。一之谷係長。

(第2号議案朗読)

27 ページをご覧ください。今月の事業計画変更承認申請は2件です。

2番、大崎の登記畑、現況宅地3筆、合計582㎡、平成27年8月18日付けで農地法第5条許可を受けた案件です。資料については5-7ページです。当初、農作業所を建築する目的で土地を賃借し、整地まで行ったものの、当初の事業計画通りの売り上げが上がらず、施設の維持が見込めなくなったため施設建設を断念しました。事業計画変更の内容としては、当初計画者の子である承継者が結婚に伴い家族が増え、現在の住居が手狭になったことから、一般住宅を建築するため事業計画変更を申請するものです。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。当初計画者は農作業所建築のため許可を受けたが売り上げが上がらないため断念すること、当初計画者の子である承継者が自己の一般住宅建築のため計画を変更することから、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また新たに土地所有者から承継者への使用貸借権の設定も発生しますので、関連として農地法第5条の許可申請も上がってきます。

3番、長崎の登記田、現況畑1筆の内238㎡、令和4年6月30日付けで農地法第5条許可を受けた案件です。資料については8-10ページです。当初、多目的スペース、イベント場、駐車場を建設する目的で土地を賃借したが、法人の代表取締役が体調を崩したことから、未着手のまま事業を断念しました。事業計画変更の内容としては、土地所有者が承継者となり、一筆の内79.16㎡を自己住宅用の進入路として使用し、残地の158.84㎡を農地として使用するため事業計画変更を申請するものです。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。当初計画者は事業拡大のため多目的スペース等として許可を受けたが体調を崩したため事業実行を断念したこと、土地所有者である承継者が自己の住宅用進入路設置と残地を農地とするため計画を変更することから、事業計画変更の必要性は妥当なもの

と考えています。また土地所有者である承継者が自己の住宅用進入路を設置しますので、関連として農地法第4条の許可申請も上がってきます。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案の通り承認されました。

**日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について**

議 長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

29ページをご覧ください。今月の4条申請は3件です。

4番、坂戸の田1筆の内、14㎡、転用目的は消雪用井戸掘削のためです。資料は11-13ページです。申請の内容ですが、自宅の消雪用井戸が以前から出なくなり、機械除雪などで対処していましたが、この度新規に消雪用井戸を掘

削したいというものであります。また、申請地の一部を、令和2年に自宅駐車場の雪を機械で排雪するため、コンクリート通路にしたということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。この度、申請地で井戸掘削のために転用申請を行ったところ判明しました。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な消雪用井戸用地に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

5番、長崎の登記田、現況畑1筆の内、79.16㎡、転用目的は住宅用進入路建設のためです。資料は8-10ページです。申請の内容ですが、道路から住宅への進入路を建設したいというものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な進入路に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

6番、思川の畑1筆、487㎡、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は14-16ページです。申請の内容ですが、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であると判断し、許可相当であると考えています。

第3号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

**日程10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について**

議長

日程10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

31ページをご覧ください。今月の5条申請は5件です。

18番、雷土新田の畑1筆161㎡、贈与による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については17-19ページです。申請人は親子の関係です。申請の内容ですが、申請地を譲受け、現在の住居が生活に不便なことから一般住宅を建築するものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、許可相当であると考えています。

19番、大崎の登記畑、現況宅地3筆、合計582㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築です。こちらは第2号議案の2番案件と関連する案件です。資料については5-7ページです。申請の内容ですが、婚姻に伴い家族が増え、現在の住居が手狭になったことから新たに一般住宅を建築するものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地

を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

20番、東泉田の田2筆、合計356㎡、賃借権の設定で転用目的は駐車場建設です。資料については20-22ページです。申請の内容ですが、会社の既存の駐車スペースを来客用に空けておく必要があり、従業員用の駐車スペースが不足することから5台分の駐車場を建設するものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

21番、吉里の畑2筆、合計35.71㎡、贈与による所有権移転で転用目的は宅地の拡張です。資料については、23-25ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、自宅敷地の拡張をするものであります。また、過去に農地転用の許可申請を行っていなかったということで始末書を提出してもらってあります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を農家住宅の宅地の拡張に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以内の規模であると判断し、許可相当であると考えています。

22番、君沢の田1筆、264㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場建設です。資料については26-28ページです。申請の内容ですが、従業員用の駐車スペースが不足していることから9台分の駐車場を建設するものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

23番、山崎の田2筆、合計6,756㎡、賃借権の設定で転

用目的は砂利採取です。資料については、29-31 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年6月1日から令和6年6月30日までであります。この農地は農用区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時55分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時35分再開)

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

一之谷係長

てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第5号議案朗読)

34 ページからになります。全部で 97 件です。

387 番、五箇の田 1 筆、賃借権の設定で、対価については 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

388 番、浦佐の田 3 筆、賃借権の設定で、対価については 10 a 当たり 27,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

389 番、浦佐の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

390 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

391 番、一村尾の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4.4 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

392 番、穴地の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

393 番、穴地の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

394 番、穴地の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

395 番、穴地の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

396 番、穴地新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

397 番、穴地新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

398 番、黒土新田、浦佐の田 28 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

399 番、茗荷沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

す。

400 番、山崎新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

401 番、山崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

402 番、大桑原の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

403 番、野中の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

404 番、畔地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

405 番、京岡新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

406 番、中川新田の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

407 番、宮の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

408 番、上原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

409 番、新堀の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

410 番、新堀の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

411 番、北田中、四十日の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

412 番、四十日の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

413 番、四十日の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

414 番、大杉新田、寺尾の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

415 番、五日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

す。

416 番、島新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 80kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

417 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

418 番から 426 番まで同じ借受人の方の案件ですので、まとめて説明をさせていただきます。

いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

427 番から 433 番までは同じ借受人の方の案件です。

427 番、栃窪の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。

428 番、栃窪、樺野沢の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。

429 番、栃窪の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。

430 番、栃窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 当たり 60kg です。

431 番、栃窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。

432 番、栃窪の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 当たり 60kg です。

433 番、栃窪の田 15 筆、賃借権の設定で、対価は 10 当たり 60kg です。

434 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

435 番、樺野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

436 番、大里の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

437 番、大木六の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

438 番、大木六田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

439 番、大木六の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のため

す。

440 番、吉山新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

441 番、五郎丸の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

442 番、雲洞の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

443 番、滝谷の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

444 番、滝谷の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

445 番、滝谷の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

446 番、大月の畑 2 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

447 番、448 番案件は、いずれも賃借権の移転です。土地所有者は備考欄の通りで、申請理由は法人化のためです。いずれの案件も説明については割愛させていただきます。

449 番から 453 番までの案件についても、いずれも賃借権の移転で、個人で借り受けていた農地の耕作権を法人に移転させるものです。土地所有者は備考欄の通りで、申請理由は法人化のためです。

454 番から 483 番までは賃借権の再設定となりますので説明を割愛させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 1 番中俣委員の除斥を求めます。

(1 番中俣委員退席)

41 ページ 414 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。41 ページ 414 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、414 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、推進委員 16 番高村委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

48 ページ 441 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。48 ページ 441 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、441 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は全て承認されました。

#### 日程 14 その他

議 長

日程 14 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 10 番棚村光正委員。

10 番棚村委員

先ほどの休憩中に行われました担当者会議にて、「南魚沼市認定農業者と農業委員会との意見交換会」を 6 月 10 日（土）午後 2 時 00 分からふれ愛支援センターで開催すると決定がありました。講師は長岡技術科学大学准教授の山本麻希様で、テーマは「サルとイノシシの対策について」です。今後それぞれの方に案内をさせていただきます。6 月総会時には詳細についてご報告できると思います。以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございました。

議 長

他に何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

私の方から4点連絡をさせていただきます。

- ・クールビズ期間について
- ・6月総会の日程について
- ・活動記録簿について
- ・目標地図の作成について

以上です。

議 長

その他ですが、他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。

(11時24分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 6月 27日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

林 昭 彦

---

会 議 録 署 名 委 員

牛 木 友 哉

---